

店舗統合に関するQ & A

大変恐縮ではございますが、平成31年2月16日（土）以降の「浅利支店」でのお取引は、継承店である「江津支店」（店舗番号：049）に引継ぎさせていただきます。

各種お取引について、Q & Aを下記に記載いたしましたので、ご参照願います。

Q1： 現在使用している預金の口座番号は変わりますか？

A： 口座番号は変わりません。そのままご利用いただけます。

Q2： 現在使用している定期預金証書・通帳、定期積金証書はどうなりますか？

A： 現在ご利用いただいている証書・通帳はそのままご利用いただけます。

Q3： 現在使用している通帳やキャッシュカードはどうなりますか？

A： 自動で店番の読替えを行いますので、窓口・ATMでそのままご利用いただけます。
また、窓口にお申し出いただければ、ご希望のお客様には新通帳・新キャッシュカードを発行させていただきます。なお、新キャッシュカードへの変更手続きには、お届け印が必要となり、お手元に郵送されるまでに2週間程度かかりますのでご了承ください。

Q4： 各種料金の自動支払いを利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A： 電気・ガス・水道・電話などの公共料金や税金・各種クレジット・生命保険などの自動支払いにつきましては、変更手続きの必要はございません。
※ただし、一部の自動振替につきましては、変更の手続きが必要な場合がございますので、平成31年2月18日（月）以降個別にご連絡を差し上げます。

Q5： 給与の受取に利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A： 統合日以降のお振込みについては、誠に恐縮ではございますが、お振込のご依頼人さま（勤務先、お取引先企業など）に統合後の店舗名をご連絡いただきますようお願いいたします。

Q6： 年金の受取に利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A： 公的年金（国民・厚生・船員・労災など）につきましては、お手続きいただくことはございません。ただし、各種共済年金・年金基金・企業年金などについては、振込先店舗名を統合後の店舗名に変更していただくお手続きが必要となる場合がございますので、誠に恐縮ではございますが、それぞれの年金支払機関等にご確認いただき、統合後の店舗名をご連絡いただきますようお願いいたします。

Q7： 売上代金が振込で入金されていますが、何か手続きは必要ですか？

A： 店舗名および店舗番号が浅利支店（店舗番号：042）から江津支店（店舗番号：049）に変更となりますので、誠に恐縮ではございますが、統合後（平成31年2月18日（月）以降）に、振込依頼人（先方の振込人様）にご連絡していただきますようお願いいたします。

Q8： 現在手元にある浅利支店を支払地とする小切手帳・手形帳は、これまでどおり利用できますか？

A： これまでどおりご利用いただけますが、なるべく早い時期に新用紙にお切り替えいただけますようお願いいたします。新用紙へのお切り替えにつきましては、統合日以降に窓口にお申し付けください。その際、手数料は無料で現在お持ちの小切手帳・手形帳と引き換えさせていただきます。

Q9： 統合日以前に振り出した手形・小切手の決済はどうなりますか？

A： 統合日（平成31年2月18日（月））以前に振り出された手形・小切手や、統合日以降に浅利支店を支払地として振り出された手形・小切手についても、統合後の新店舗（江津支店）においてこれまで同様にお取り扱いさせていただきます。

Q10： 現在利用している事業融資・各種ローンに関して何か手続きは必要ですか？

A： 変更手続きは必要ありません。
ご返済につきましても、ご指定の口座より従来どおり引落しさせていただきます。